

北海道科学大学部室使用規程

(趣 旨)

第1条 北海道科学大学（以下「本学」という。）学生団体の部室使用については、北海道科学大学学則第62条に基づき、この規程に定める。

(管理運用)

第2条 部室は本学において管理するものとし、日常の使用については、協学会委員長に委託することができる。

(使用条件)

第3条 部室は、部室以外の目的で使用してはならない。

(使用手続及び許可)

第4条 部室は、年間を通し継続して活動する学生団体に貸与するものとする。

2 部室使用を希望する学生団体は、毎年11月末までに「団体継続届」とともに、所属局長、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。使用を許可したときは、使用許可書を交付する。

3 部室使用を許可された学生団体の責任者は、使用期間中その使用許可書を部室内の所定の場所に掲示しなければならない。

(使用期間)

第5条 部室の使用期間は1年間とし、12月1日から翌年11月30日までとする。なお、更新手続は前条第2項による。

(使用時間)

第6条 使用時間は本学が定める休業日を除き、原則として午前8時30分から午後10時30分までの正課授業以外の時間とする。当該時間を経過したときは出入口を施錠する。

2 やむを得ない事情から、前項の時間以外又は休業日に使用しようとするときは、使用日の7日前までに学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

(使用上の留意事項)

第7条 部室の使用にあたっては、各部局間の連携を十分にし、常に清潔整頓に心がけるとともに、特に火災・盗難の予防並びに暖房・電灯・水道等の使用について節約につとめなければならない。

(施設等の破損)

第8条 部室の施設・設備・備品等（以下「施設等」という。）が破損したときは速やかに学生課へ届け出なければならない。

2 部室の施設等を破損・汚損又は滅失したときは「北海道科学大学施設・設備・備品等使用規程」第5条に基づき、その損害を弁償しなければならない。

(使用の取消し)

第9条 この規程に違反した場合は、部室の使用許可を取消すことがある。

(懲戒)

第10条 この規程に反する行為をした者、又は教職員の指示に応じない者に対しては、北海道科学大学学則第64条を適用する。

(細部事項)

第11条 この規程の細目は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和49年10月10日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。